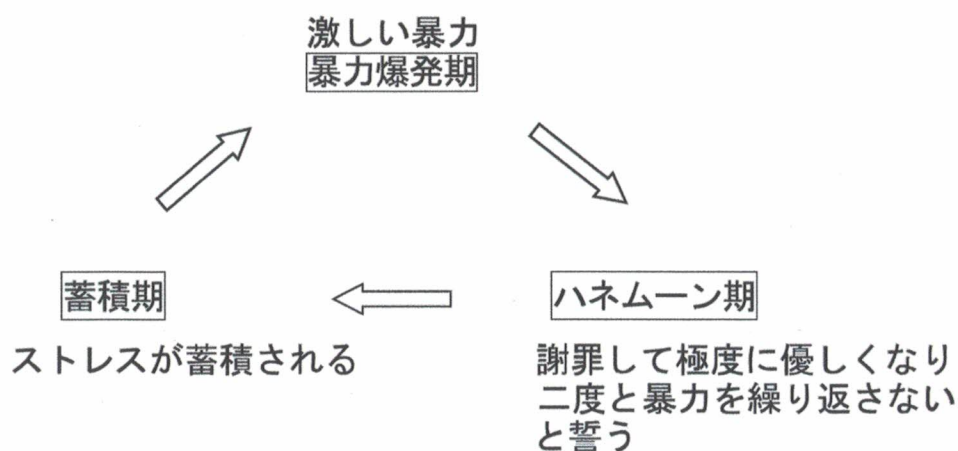


# ☆ 警察に來られたあなたへ

## 1 知っていただきたいこと

- あなた自身や子供、親族、同僚等に対する殺人、傷害等重大事案へ発展するおそれがあること
- いったん暴力がおさまって相手が優しくなっても、それはいわゆる「ハネムーン期」かもしれないこと  
→ また暴力が再開される可能性は充分あります。



- まだ相手に情が残っている・・・外ではまじめな人なのに・・・  
自分さえ我慢すれば・・・等と考えていませんか？  
→ あなた自身やあなたの子供、親族、同僚等の生命や身体を守ることを第一に考える必要があります。

## 2 あなた自身の決意と協力が必要です。

- ☆ 被害届・告訴（刑事手続）
- ☆ ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等の申出（警察）  
（→禁止命令（公安委員会））
- ☆ DV（配偶者暴力）防止法に基づく保護命令の申立て（裁判所）
- ▲ 警察官による注意、口頭警告等（※）
- ▲ 様子を見る（静観）（※）  
（※）警察からのアドバイス
  - ・ 親族等に相談 ～あなたの生命、身体を本当に大切にしてくれる人に相談を
  - ・ 専門の弁護士、行政書士に相談 ～ 証拠収集・保管等に関する相談を
  - ・ 相手方の知らない場所への転居や一時避難は、被害を防止する上で有効です。